

第24回期 第11回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年5月18日(火) 午後1時25分から午後1時45分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 (里白石・福貴作)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山白石)	生田目重好
同 (〃)	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重
同 (中根松)	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 小松 将広

6 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会長	<p>ただいまから第11回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 新緑もまぶしい爽やかな5月とっておりましたら、西日本のほうから梅雨入りの報道がされる季節となってきました。今の時期、城山より眺める田園風景は水鏡となり、浅川町の自慢のできる風景だと思います。田んぼの植え付けも、終わりに近づいて来ていると思われま。新型コロナウイルスワクチン接種も二十日より実施されます。高齢者を対象とした接種ですが、全国的に感染が拡大しており、町民全員の早期予防接種を願うものであります。 本日の議案は2件です。皆さまには慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げ、あいさつといたします。</p> <p>本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第11回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会長	<p>異議なしと認め、6番、小室勝弘委員、7番、薄井良男委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p>
会長	<p>それでは、議事日程第3、議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会長	<p>議案第23号①について、中根松地区推進委員の市川喜一委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
市川委員	<p>はい。中根松地区担当の推進委員、市川です。 議案第23号農地法第4条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。申請人、***、****さんの申請により5月11日、11時より地区担当の江田委員及び申請人の立会いのもと、現地調査してまいりました。****さんの自己所有地に自家用並びに事業用の駐車場に使用するため、農地転用の申請をしたということでありま。申請者の聞取り内容といたしまして、農道並び</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p> <p>会 長</p>	<p>に多面との境の法面を十分にとるということでした。調査事項であります、立地基準の申請目的、実現性、確実性に関する項目及び周辺農地営農条件への支障に関する項目、その他の項目につきまして該当する項目がなく、今回の転用につきまして何ら問題がないことと見てまいりました。ご審議の程、よろしく申し上げます。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>補足説明いたします。</p> <p>今回の申請地ですが、先月の総会時に農地法第3条にて売買を行った土地になります。農地法上には規定はありませんが、農業委員会の理念では農地を取得した場合は3年3耕作を基本としています。</p> <p>通常であれば第5条申請にて1回で済む内容であり問題なかったのですが、今回については、こちらの情報発信不足もあり、農業委員会に申請して農地を取得すれば問題ないと思われており、2回の申請の手間と悪意のない内容だったため申請を受理したしだいです。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました</p> <p>第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われま</p> <p>次に、立地基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、令和3年8月末までに工事完了予定であり該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、許可や協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが該当しません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、自家用・業務用駐車場及び来客用駐車場として適当な面積であり問題ありません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、汚水の発生はなく、雨水は敷地内に自然浸透する計画となっております。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第23号①について、質疑ございませんか。</p>
-----------------------------------	--

<p>会 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第23号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第23号、農地法第4条①は許可相当と意見決定いたしました。 次に同じく、議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第24号、農地法第5条①について、小貫太田輪地区推進委員、近藤近委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>はい。小貫太田輪地区担当の推進委員、近藤近です。 議案第24号農地法第5条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、**、****さん、譲受人、**、*****さんいかのとおりです。5月15日、9時、薄井良男地区副担当委員及び譲渡人、譲受人の立会いのもと現地にて調査してまいりました。**さんと**さんは親子関係にありまして、申請の理由は、**さんが家を建てられるということで、**さんの土地を贈与するということにしたそうです。また、申請者からの事情調査事項であります一般基準の申請目的、実現性、確実性に関する項目及び周辺農地営農条件への支障に関する項目、その他の項目につきまして該当する項目がなく、今回の転用につきまして何ら問題がないことと見てまいりました。ご審議の程、よろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。 申請地の選定理由ですが、申請者である***さんの父が所有する土地で、実家の敷地内に存在しており、子育て環境やいずれ高齢となる両親を考え、選定したとのことです。 まず、立地基準となる農地の区分につきましては、10haの広がりがある農地内の農地であるため、第1種農地となりますが、農地転用基準である集落接続事業に該当するもので転用は可能と判断しました。 第1種農地の場合、当該申請地でなければ事業目的を達成することが出来ないと認められる場合のみ許可されることとされておりますが、申請書に許可に必要な</p>

	<p>な候補地選定までの経過が記載されており、適当であると思われます。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われます。転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和3年12月末までとされており該当しません。行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、隣接している宿ノ内88番2の宅地を一体として利用する計画書が提出されており、父から生前贈与により取得するとのことで問題ありません。事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は合併浄化槽により処理し道路側溝に放流、雨水は自然浸透する計画となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第24号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第24号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第24号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたしました。 次にその他に入ります。皆さんから何かありませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>

事務局長	<p>次回総会は6月17日（木）午後1時30分予定です。</p> <p>総会終了後、第1回関係者団体との連携会議の開催を予定しております。おおよそ午後2時半頃から開催を予定しておりますので、ご出席をよろしくおねがいします。</p> <p>また、みなさまにお配りしている取扱注意文書ですが、昨年度中に把握しました農地所有者さんの意向をまとめたものになっております。今年度の委員様方の活動の参考になればとお配りしましたので、ご活用ください。以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第11回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)